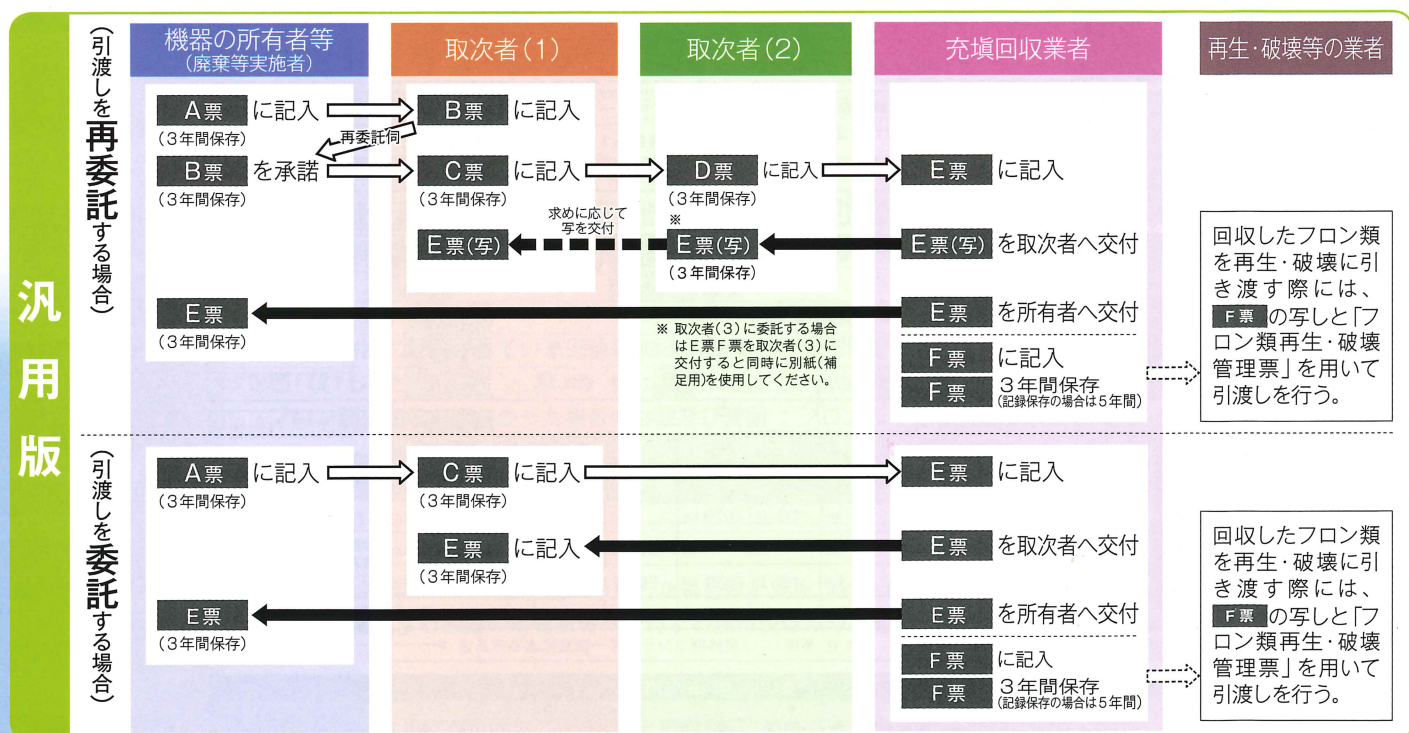
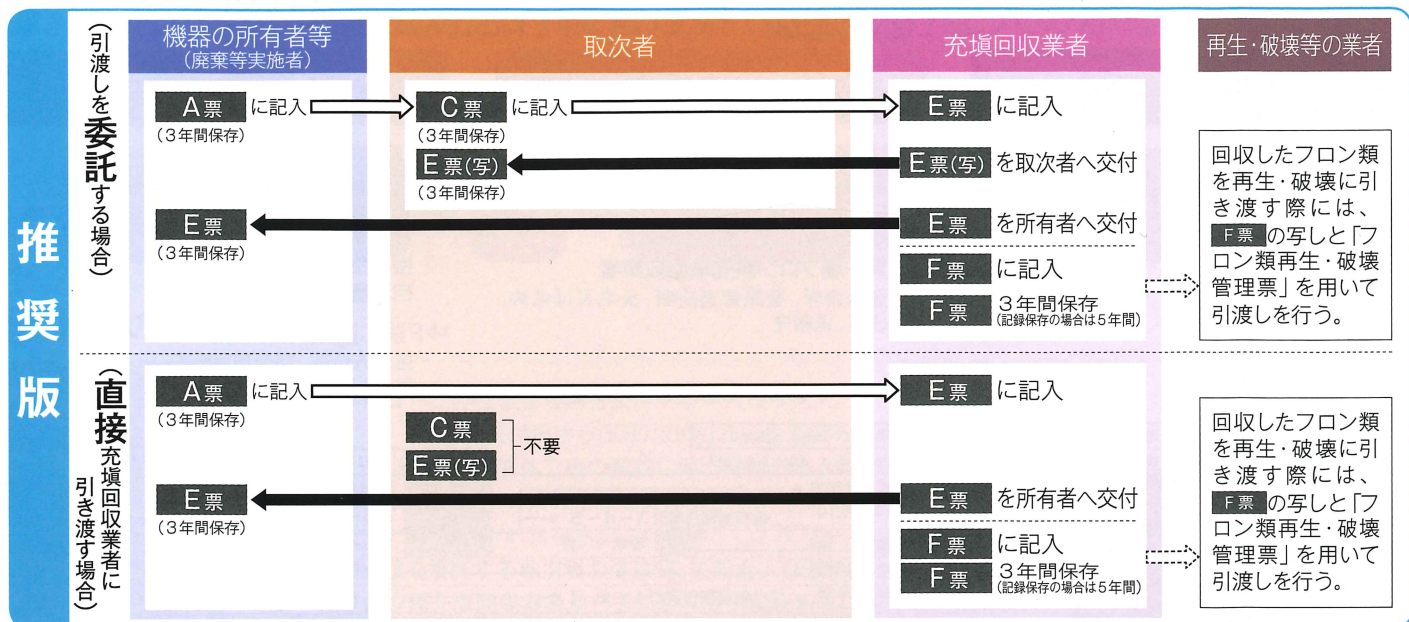
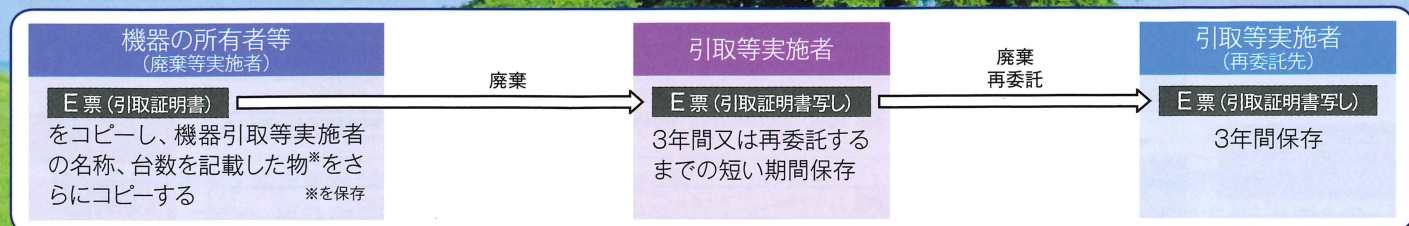


2020年版・行程管理票のご案内

2020年版・行程管理票の流れ



機器を処分する時の流れ



【記入例】

フロン排出抑制法対応 推奨版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないとフロン排出抑制法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)

→A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者：氏名又は名称、住所、連絡先

2 取次者 (茶色の字)

→C票に記入

- ・取次者
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、回付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

3 第一種フロン類充填回収業者 (紫色の字)

→E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引き取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等：該当項目全て

→F票に記入

- ・処理方法等：該当項目全て
- ・引渡し先：該当項目全て

該当する時、レ点	☒ 確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)	伝票番号	0001234567	伝票番号は任意項目			
代表者又は担当部署の担当者	☒ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)	交付の年月日	2019年10月1日	委託確認書を交付する日			
エアコンディショナー：人の冷暖房	廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品 廃棄等実施者)	電話	△△-1111-1111	廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所			
冷蔵庫及び冷凍機器：物を冷却する機器	機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事	FAX	△△-1111-1112	引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所			
引渡し先にレ点	上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5	担当者	部署名 ○○部 氏名 青木 ○男				
どちらかにレ点	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名 青空ビル1階	上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1	建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)				
	エアコンディショナー 10台 冷蔵庫及び冷凍機器 50台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし				
	フロン類の引渡し先(右記該当にレ点)	☒ 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (取次者欄に記入する)	☐ 取次者に委託する (取次者欄に記入する)				
	フロン類の処理方法(右記該当にレ点)	☐ 再生希望 ☐ 破壊希望					
代表者又は担当部署の担当者	取次者 取次者の氏名又は名称 環境建設(株)	交付の年月日	2019年10月6日	C票を第一種フロン類充填回収業者に交付した日			
引渡し先にレ点	上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1	電話	△△-3440-0011				
	担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗	FAX	△△-3440-0033				
	フロン類の引渡し先(右記該当にレ点)	☒ 第一種フロン類充填回収業者に依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)					
第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる	第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890	フロン類引き取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	2019年10月12日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日 2019年10月13日			
依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所	登録都道府県 ○○ 都道府県(県)	充填回収技術者氏名	回収 太郎	E票(引取証明書)を取次者へ交付した日			
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備	電話	△△-1111-1192	フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者			
	上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5	FAX	△△-1111-2525				
	担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太						
代表者又は担当部署の担当者	下記のとおりフロン類を回収しました。	管理番号	1234567890	管理番号は任意項目			
	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計	充填ゼロ確認時の使用機	
	第一種 特定製品の種類					エアコンディショナー	
	エアコンディショナー	台	kg	10台	300kg	10台	300kg
	冷蔵庫及び冷凍機器	台	kg	50台	60kg	50台	60kg
	計	台	kg	10台	300kg	60台	360kg
	銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)	台	kg	10台	330kg	50台	65kg
	フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	1台	要因： 室外機コンデンサー腐食による穴あき				

処理方法について1~5のいずれかに○印し、引渡し先及び冷媒番号ごとに、量及びその冷媒番号を記入	回収したフロン類の処理方法等	別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入
	フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	容器識別番号
	1:破壊業者(※1) 1 2 3 4 5	A0001、A0002、A0003
	2:再生業者(※1) 1 2 3 4 5	A0004、A0005、A0006
	3:自ら再生 1 2 3 4 5	A0007
	4:省令49条業者 1 2 3 4 5	
	5:保管 1 2 3 4 5	
引渡し先業者が複数いる場合は、F票をコピーして使用	※1) 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX票の伝票番号を必ず記入する。	容器識別番号を記入
フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県及び許可・認定番号を記入	引渡し先(※2)	処理を依頼する引渡し先を○で囲む
	右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む	回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等
	1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生したフロン類の充填先 4:省令49条業者	
	都道府県 ○東京 住所 〒105-XXXX 東京都港区○○○123-45	
	許可・認定番号 123456789 氏名又は名称 (株)フロン破壊再生	
	電話 03-XXXX-1111 自ら再生した場合の再生した年月日(※3) 2019年10月16日	
	FAX 03-XXXX-2222 フロン類引渡し又は充填を終了した年月日 2019年10月20日	
	※2) 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。	回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)
	※3) 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。	

■ フロン排出抑制法対応行程管理票(推奨版)記入のポイント

1 推奨版 ⇐ 一次委託用・直接引渡し用



2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	・交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)を3年間保存
取次者	・回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を交付する年月日を記入 ・登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	・充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)(写)を取次者に交付。E票を機器の所有者に交付
回収量等	・機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン類等	・回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はE票をコピーして使用 ・E票を、廃棄する機器の所有者等へ交付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	・引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入。自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業業者等が機器の所有者等から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、行程管理票のやり取りを工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で直接行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく交付し、またその写しを交付した日から3年間保存することが必要です。

【記入例】

フロン排出抑制法対応 汎用版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないとフロン排出抑制法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)

→A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者(1)：氏名又は名称、住所、連絡先

→B票に記入

- ・太枠内(再委託承諾に係る欄)

2 取次者(1) (茶色の字)

→B票に記入

- ・取次者(1)
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点
- ・取次者(2)
氏名又は名称、住所、連絡先

→C票に記入

- ・取次者(1) 交付の年月日

3 取次者(2) (緑色の字)

→D票に記入

- ・取次者(2)
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、交付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

4 第一種フロン類充填 回収業者(紫色の字)

→E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引き取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等 該当項目全て

→F票に記入

- ・処理方法等 該当項目全て
- ・引渡し先 該当項目全て

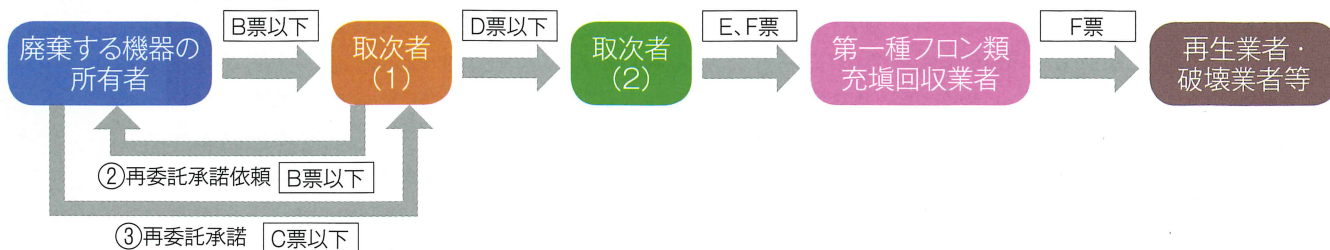
該当する時、レ点	☒ 確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)	伝票番号	0001234567	伝票番号は任意項目
代表者又は担当部署の担当者	☒ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)	交付の年月日	2019年10月1日	委託確認書を交付する日
エアコンディショナー：人の冷暖房用冷媒機器及び冷凍機器：物を冷却する機器	廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事 上記の住所 〒215-2212 〇〇県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 〇〇部 氏名 青木 〇男 廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名 青空ビル1階 上記の住所 〒215-2345 〇〇県青空市宝町1-1-1 整備の場合：整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の発注者) エアコンディショナー 10台 冷凍機器及び冷凍機器 50台 フロン類の引渡し先 (右記該当にレ点) ☒ 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (取次者(1)に委託する) ☐ 第一種フロン類充填回収業者(機)に記入する (取次者(1)に委託する)	電話	△△-1111-1111	廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所
引渡し先にレ点	建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に〇印) 解体(修繕等)あり ☒ 解体(修繕等)なし ☐	FAX	△△-1111-1112	引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所
どちらかにレ点	フロン類の処理方法 (右記該当にレ点) ☐ 再生希望 ☐ 破壊希望			
フロン類回収を委託する取次者の名称等及び住所	取次者(1) (第一種フロン類引渡受託者) 取次者(1)の氏名又は名称 環境建設(株) 上記の住所 〒215-1234 〇〇県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 〇〇部 氏名 大木 〇朗 下記の者にフロン類を引き渡します。(引渡し先にレ点を記入) ☒ 取次者(2) 取次者(2)に再委託することを承諾します。 承諾の年月日 2019年10月4日 ☐ 第一種フロン類充填回収業者 廃棄する機器の所有者等 (株)青空商事 担当者 青木 〇男	電話	△△-3440-0011	D票を取次者(2)に交付した日
引渡し先にレ点		FAX	△△-3440-0033	代表者又は担当部署の担当者
取次者(1)より取次者(2)へ再委託する場合、廃棄する機器の所有者等から承諾を得る	取次者(2) (第一種フロン類引渡受託者) 取次者(2)の氏名又は名称 天空企画(株) 上記の住所 〒215-8900 〇〇県虹橋市七色町5-2-5 担当者 部署名 〇〇部 氏名 森 〇介 下記の者にフロン類を引き渡します。(引渡し先にレ点を記入) ☐ 取次者(3)→(別紙「補足用」を使用して下さい。) ☒ 第一種フロン類充填回収業者	電話	△△-2525-1234	E票を第一種フロン類充填回収業者に交付した日
引渡し先にレ点		FAX	△△-2525-5678	代表者又は担当部署の担当者
第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる	第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890 登録都道府県 〇〇都道府県 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 〇〇県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 〇〇部 氏名 小林 〇△ フロン類引取りの終了又は充填ゼロの記録をした年月日 2019年10月12日 引取証明書又は確認証明書の交付年月日 2019年10月13日 充填回収技術者氏名 回収 太郎 電話 △△-1111-1192 FAX △△-1111-2525	管理番号	1234567890	E票(引取証明書)を取次者へ交付した日
依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所				フロン類をボンベに回収完了した日
代表者又は担当部署の担当者				E票(引取証明書)を取次者へ交付した日
回収量等	フロン類の種類 エアコンディショナー 台 kg 10 台 300 kg 冷凍機器及び冷凍機器 台 kg 10 台 300 kg 計 台 kg 10 台 330 kg 破壊に記録されている充填量(判別範囲で記入する) 台 kg 10 台 330 kg フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因 1台 要因：室外機コンデンサー腐食による穴あき	回収したフロン類の処理方法等 フロン類の引渡し先等 (該当する番号を〇で囲む) 1：破壊業者 (※1) 2：再生業者 (※1) 3：自ら再生 4：(施行規則)第49条第1号に規定する者 5：保管 1 2 3 4 5 kg 150 kg kg R 22 A0001, A0002, A0003 1234000 1 2 3 4 5 kg 150 kg kg R 22 A0004, A0005, A0006 1234001 1 2 3 4 5 kg kg 60 kg R 404A A0007 1 2 3 4 5 kg kg kg R 1 2 3 4 5 kg kg kg R	充填ゼロ確認時の使用欄 エアコンディショナー 台 冷凍機器及び冷凍機器 台 計 台	管理番号は任意項目 実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数 回収できなかった要因を判り易く記入 別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入 容器識別番号を記入 処理を依頼する引渡し先を〇で囲む 回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等 回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)



■ フロン排出抑制法対応行程管理票(**汎用版**) 記入のポイント

汎用版 ⇐ 主に再委託用

1 再委託する場合の流れ



2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	・交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 ：原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 ：建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)を3年間保存
取次者(1)	・再委託の承諾：取次者(2)に再委託する場合は取次者(2)について記入後、「廃棄する機器の所有者等」から再委託の承諾を得る ・回付の年月日：D票を取次者(2)に交付する年月日を記入
取次者(2)	・回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を交付する年月日を記入 ・登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	・充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)(写)を取次者に交付。E票を機器の所有者に交付
回収量等	・機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン類等	・回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はE票をコピーして使用 ・E票を、廃棄する機器の所有者等へ交付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	・引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入 自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で行程管理票のやり取りを取次者1人、または2人に行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく交付し、またその写しを交付した日から3年間保存することが必要です。

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の使用の皆さん

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、フロン類の回収が必要です。

フロン類を使用している業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器[※]を廃棄するときは、機器の所有者等（工事発注者、施主）が費用を負担して、第一種フロン類充填回収業者（各都道府県に登録されている業者）へ機器に充填されているフロン類の回収を依頼しなくてはなりません。機器に充填されているフロン類をみだりに放出することは、法律で禁止されています（フロン排出抑制法 第26条）。
※家電製品の場合は家電リサイクル法等に従って適正に処理してください。
解体工事の元請業者は、解体する建物内について、フロン類を使用した業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無について確認し、その結果を書面（設置機器事前確認書）を交付して発注者に説明することが、法律上義務とされています（同法第42条第1項）。工事発注者は、解体工事の元請業者が確認を行う際には、建物内への立入りや図面の提供など、元請業者が行う確認作業に協力してください（同法第42条第2項）。

解体工事の元請業者が、フロン類を使用した業務用エアコン・冷凍冷蔵機器があることを確認した場合の流れ

（特定解体工事発注者用）

設置機器事前確認書

（フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①）

書面の交付年月日 年 月 日

（特定解体工事発注者）
氏名又は名称
住所 千

（特定解体工事元請業者）
氏名又は名称
住所 千

特定解体工事責任者氏名： 印
電話番号： - -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	
第一種特定製品の設置の有無	
☐ あり	☐ なし
「あり」の場合その種類と台数	「なし」の理由（該当するものに印）
エアコンディショナー	☐ ①対象機器の設置は元々なし
冷凍冷蔵機器及び冷凍冷蔵機器	☐ ②対象機器は廃棄済みである
台	☐ ③対象機器はフロン回収済みである
台	☐ ④家庭用機器のみである（家庭用エアコン等）
台	☐ ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）

特定工事発注者の皆様へ
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。
※フロン回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。
※本書の記載内容と異なる場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収設備設置に同意下さい。
※資料の製法に、記載されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

（下記の項目は法律・省令で定められた記載項目です。）
様式については「（財）日本冷凍・冷蔵保全機構（JREC）」のホームページからダウンロードできます。 www.jrec.or.jp

1 解体工事の元請業者の事前確認の結果、機器があることが確認されたら

解体工事の元請業者が工事発注者に書面（事前確認書）で説明します。

2 フロン類の回収を依頼します

（工事発注者または発注者から委託を受けた者が行います）

第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼します。工事発注者が直接第一種フロン類充填回収業者に依頼する場合と、解体工事の元請業者が発注者から委託を受けて、第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ場合があります。

3 第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査します

（工事発注者は協力してください）

第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査して、フロン類回収にかかる時間と費用を見積もります。工事発注者および解体工事の元請業者は、第一種フロン類充填回収業者の現場への立ち入りや図面の提供など第一種フロン類充填回収業者が行う現場調査に協力してください。

4 行程管理票に記入してください

（工事発注者が記入してください）

工事発注者は行程管理票を入手して、必要事項を記入してください。記入した行程管理票は第一種フロン類充填回収業者に直接、または第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ解体工事の元請業者に渡します。

5 第一種フロン類充填回収業者が機器からフロン類を回収します

（工事発注者は協力してください）

第一種フロン類充填回収業者がフロン類回収を行います。工事発注者および解体工事の元請業者は、電源の提供など第一種フロン類充填回収業者の行う作業に協力してください。

6 解体工事の着工

建物を解体する前にフロン類の回収を終えておくようにしてください。

フロン類回収 事前調査チェックリスト

調査日				調査者			備考
依頼先名				依頼者名			
住 所				電話番号			
作業場所				現場担当			
住 所				電話番号			
請求先				窓口担当			
作業日				時間指定			
機器NO.	設置場所	機種	製品名	冷媒番号	充填冷媒量 (表示量)	参考 (回収量)	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
回収予定量		用意すべき回収容器					最大充填量
		6 l	10 l	20 l	100 l	() l	
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg

●作業環境事前調査

接続電源についての顧客の了解		(可 ・ 否)	コンピュータ等の影響	(有 ・ 無)
回収対象機器用の電源使用		(有 ・ 無)	発電機	(要 ・ 不要)
設置場所が 40℃以下の確認		(可 ・ 否)	40℃以上の場合作業不可	
設置場所に直射日光の有無		(有 ・ 無)	養生物の必要	(要 ・ 不要)
回収対象機器	一時的運転 (暖機運転)	(可 ・ 否)		
	ポンプダウン運転	(可 ・ 否)	主な回収方式	(液ガス・ガス)
	フロン回収口 (サービスポート)	(有 ・ 無)	ピアシングツール	(要 ・ 不要)
	水冷式の凝縮器が付属	(有 ・ 無)		
	液溜め (アキュムレータ) 等位置確認	(有 ・ 無)	加温等の箇所確認	
回収装置	設置場所の振動等の有無	(有 ・ 無)	養生物の必要	(要 ・ 不要)
	設置場所の床面の水平確保	(可 ・ 否)	養生物の必要	(要 ・ 不要)
	設置場所の機器類設置スペース	(有 ・ 無)	延長ホース等	(要 ・ 不要)
	密閉室等に設置の場合換気確保	(有 ・ 無)	扇風機・排気ファン	(要 ・ 不要)
	回収場所までの運搬手段 台車使用	(可 ・ 否)	エレベーター	(有 ・ 無)
作業時間の確保		何日で回収作業を完了させる必要があるか () 日		
冷媒処理方法		(破壊業者へ引渡し・再生業者へ引渡し・自ら再生・法 46 条の 1 の例外による業者・保管)		
証明書類		(破壊証明書 ・ 再生証明書)		

行程管理票入手先

令和1年12月1日現在

業界団体等での販売場所

都道府県	団体名	所在地	電話番号	都道府県	団体名	所在地	電話番号
北海道	一社) 北海道冷凍空調設備工業会	札幌市中央区	011-623-3560	愛知県	一社) 中部冷凍空調設備協会	名古屋市中区	052-263-5067
青森県	青森県冷凍空調設備工業会	青森市問屋町	017-738-2131		一社) 愛知県解体工事事業連合会	名古屋市中村区	052-452-1128
	一社) 青森県解体工事事業協会	青森市大野	017-729-2322	三重県	一社) 三重県管工事工業協会冷凍空調部会	津市高洲町	059-228-6130
岩手県	岩手県冷凍空調設備工業会	紫波郡矢巾町	019-632-6850		三重県解体工事事業協同組合	四日市市本町	059-352-8246
	岩手県建物解体業協会	一関市宮下町	0191-26-2311	滋賀県	一社) 滋賀県建設業協会	大津市におの浜	077-522-3232
宮城県	一社) 宮城県冷凍空調設備工業会	仙台市若林区	022-231-3520		関西電気工事工業協同組合	野洲市小篠原山ノ下	077-587-3521
	一社) 宮城県フロン回収事業協会	仙台市若林区	022-782-0771	京都府	一社) 京都府建物解体業協会	京都市下京区	075-744-6380
	宮城県解体工事事業協同組合	仙台市宮城野区	022-292-3455		一社) 近畿冷凍空調工業会 http://www.kinreiko.com	大阪市中央区	06-6233-3201
秋田県	秋田県冷凍空調設備工業会	秋田市土崎港中央	018-857-4168	大阪府	大阪建物解体工事事業協同組合	大阪市西区	06-6583-5121
	一社) 秋田県建造物解体業協会	秋田市旭北栄町	018-838-6070		関西電気工事工業協同組合	大阪市北区	06-6372-7241
山形県	一社) 山形県冷凍空調設備工業会	山形市近田	023-666-6533		大阪府電気工事工業組合今里支部	大阪市東成区	06-6971-2764
	一社) 山形県解体工事事業協会	山形市久保田	023-644-9900		兵庫県解体工事事業協会	神戸市兵庫区	078-681-7710
福島県	一社) 福島県冷凍空調設備工業会	福島市南町	024-545-5631	兵庫県	関西電気工事工業協同組合	神戸市兵庫区	078-651-5801
茨城県	茨城県冷凍空調設備協会	ひたちなか市山崎	029-200-4199		兵庫県冷凍空調設備工業会	神戸市中央区	078-371-0163
	茨城県建設解体業協同組合	水戸市吉沢町	029-240-1917	奈良県	関西電気工事工業協同組合	橿原市五井町	0744-29-9565
栃木県	一社) 栃木県冷凍空調工業会	宇都宮市下砥上町	028-645-8807		和歌山県	和歌山県冷凍空調設備協会	和歌山市十二番丁
	一社) 栃木県解体工事事業協会	宇都宮市菊水町	028-632-6063	関西電気工事工業協同組合		和歌山市吉田	073-436-3995
群馬県	協) 群馬県機械設備工業会	前橋市大友町	027-251-0332	鳥取県	一社) 和歌山県建物解体業協会	和歌山市北新桶屋町	073-426-1959
	一社) 群馬県フロン回収事業協会	前橋市紅雲町	027-260-8234		一社) 鳥取県冷凍空調工業会	鳥取市生山	0857-53-5521
	群馬県解体工事事業協会	前橋市東金丸町	027-280-2033	島根県	鳥取県解体工事事業協同組合	鳥取市湖山町	0857-38-8571
埼玉県	一社) 埼玉県冷凍空調工業会	さいたま市浦和区	048-883-7075		岡山県	一社) 島根県冷凍空調工業会	松江市学園南
	埼玉県解体業協会	久喜市下早見	0480-23-0102	一社) 岡山県冷凍空調協会		岡山市北区	086-230-3231
千葉県	千葉県冷凍空調設備協会	千葉市中央区	043-227-4016	岡山県解体工事事業協会	津山市山北	0868-32-0510	
	千葉県解体工事事業協同組合	千葉市中央区	043-202-5505	広島県	一社) 広島県冷凍空調工業会	広島市西区	082-238-8830
東京都	一社) 東京都冷凍空調設備協会 http://www.toreikyo.or.jp	港区芝公園	03-3437-9236		山口県	一社) 山口県冷凍空調工業会	周南市今宿町
	公社) 全国解体工事事業団体連合会	中央区八丁堀	03-3555-2196	徳島県		徳島県空調冷凍工業会	徳島市大道
神奈川県	神奈川県冷凍空調設備協同組合	横浜市中区	045-681-3449	香川県	協) 徳島県解体工事事業協会	徳島市富田浜	088-626-7201
	一社) 神奈川県建物解体業協会	横浜市中区	045-662-5011		一社) 香川県冷凍空調設備工業協会	高松市木太町	087-832-2873
新潟県	新潟県冷凍空調設備協会	新潟市西区	025-377-7111	愛媛県	一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	松山市天山	089-947-2624
	一社) 新潟県解体工事事業協会	新潟市中央区	025-245-7673		高知県	一社) 高知県冷凍空調設備工業会	高知市上町
富山県	一社) 富山県冷凍空調設備工業会	富山市八日町	076-428-0043	福岡県		一社) 西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区
	一社) 富山県構造物解体業協会	富山市芝園町	076-442-6567		一社) 福岡県建造物解体工業会	福岡市南区	092-552-6851
石川県	一社) 石川県冷凍空調設備工業会	金沢市専光寺町	076-213-5577	佐賀県	佐賀県解体・リサイクル協議会	神崎市千代田町	0952-34-6636
	石川県構造物解体業協会	金沢市今昭町	076-256-1444		長崎県	一社) 長崎県建造物解体工業会	長崎市出島町
福井県	福井県建物解体業協会	福井市春山	0776-22-3936	熊本県		一社) 熊本県解体工事事業協会	熊本市中央区
山梨県	一社) 山梨県冷凍空調設備保安協会	笛吹市境川町	055-234-5917		大分県	大分県建造物解体工事事業協同組合	大分市豊海
	一社) 山梨県産業資源循環協会	甲府市中町	055-244-0755	宮崎県		宮崎県冷凍空調工業会	宮崎市潮見町
長野県	長野県冷凍空調設備協会	長野市南長野	026-235-4301	宮崎県	宮崎県解体工事事業協同組合	宮崎市下北方町	0985-32-0015
	協) 長野県解体工事事業協会	長野市南県町	026-219-2455		鹿児島県	一社) 鹿児島県冷凍空調工業保安協会	鹿児島市鴨池新町
岐阜県	岐阜県冷凍空調設備協会	岐阜市大洞紅葉が丘	058-243-0033	鹿児島県		鹿児島県解体工事事業協会	鹿児島市荒田
	岐阜県土木建築解体事業協同組合	岐阜市六条大溝	058-274-3315		沖縄県冷凍空調設備協会	中頭郡北中城村	098-935-3600
静岡県	一社) 静岡県冷凍空調工業会	静岡市駿河区	054-285-2686	沖縄県	沖縄県解体工事事業協会	中頭郡嘉手納町	098-957-0148
	一社) 静岡県フロン回収事業協会	静岡市駿河区	054-289-3666		一社) 沖縄県産業資源循環協会	浦添市牧港	098-878-9360
	一社) 静岡県解体工事事業協会	静岡市葵区	054-260-7711				

自治体等での販売場所

都道府県	販売場所	電話番号	都道府県	販売場所	電話番号
北海道	北海道環境サポートセンター (札幌駅南口正面伊藤・加藤ビル4階)	011-218-7881	栃木県	県庁売店 (県庁東館売店)	028-623-2534
青森県	本庁北棟店	017-763-5322	山梨県	地方庁舎売店 (河内、下都賀、塩谷、那須、安蘇、足利)	—
	県合同庁舎売店 (弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ)	—	愛知県	県西庁舎 10 階売店	055-226-3892
岩手県	県庁地下売店	019-629-6465	京都府	府庁福利厚生棟1階 (生協)	052-961-0458
	盛岡合同庁舎地下売店	019-629-6780	大阪府	府庁咲洲庁舎諸用紙販売所	075-414-0751
秋田県	県庁地下1階売店	018-860-3583		政府刊行物県庁内 SS (県庁地下総合売店)	06-4703-8420
宮城県	県庁行政庁舎1階中央売店	022-211-3874	福岡県	福岡市役所地下1階	092-641-7838
福島県	県庁売店	024-522-0565		政府刊行物 SS	092-722-4861
茨城県	一社) 茨城県環境管理協会 (茨城県地球温暖化防止活動推進センター)	029-248-7431	大分県	自治労会館 1 階 県職生協事務所	092-721-4846
東京都	都庁都民広場地下1階弘済会アシスト	03-5381-6335	佐賀県	佐賀県官報販売所	097-532-4917
	一財) 神奈川県厚生福利振興会 シルクセンター 6F	045-680-0254			0952-23-3722
神奈川県	県庁本庁舎1階売店	045-210-1111 内 3725			
	かながわ県民センター4階 建設業課内売店	045-312-1121 内 2421			



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2 TEL : 03-5733-5311 FAX : 03-5733-5312

URL : <http://www.jreco.or.jp/> (インターネットでも購入できます)